

退職後の医療保険制度について

令和8年3月31日付けで退職される方が退職後に加入する健康保険については、就業状況により下表のとおりとなりますので、参考にしてください。

	退職後の状況	加入する健康保険
1	<ul style="list-style-type: none"> 再任用フルタイム勤務職員 	<ul style="list-style-type: none"> 公立学校共済組合青森支部
2	<ul style="list-style-type: none"> 臨時的任用職員(臨時講師、臨時事務職員等) 	
3	<ul style="list-style-type: none"> 非常勤職員(スクールサポートスタッフ等) <ul style="list-style-type: none"> 週20時間以上 月額88,000円以上 2カ月を超える任用 	
4	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険制度適用の職場に再就職(私立学校職員、民間会社等) 	<ul style="list-style-type: none"> 再就職先の健康保険
5	<ul style="list-style-type: none"> 再就職しない 再任用短時間勤務職員 非常勤職員(上記3を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> 公立学校共済組合青森支部の「任意継続組合員」 国民健康保険 家族の被扶養者

任意継続組合員制度について

退職日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者が、退職日から起算して20日以内に共済組合に申し出て、任意継続掛金を納入することにより、最長で2年間、医療費等の短期給付について、在職中とほぼ同様の適用を受けることができる制度です。

令和8年3月31日付け退職者について

すでに申出書の提出期限は過ぎていますが、状況が変わり(再就職しないことになった等)任意継続組合員を希望することとなった場合は、随時受け付けますので、所属所事務担当者まで申し出てください。**最終期限は、令和8年4月17日(金)**です。

※詳細は、各所属所へ通知した、令和8年1月30日付け青教職共第491号「令和7年度末退職予定者に係る退職後の医療保険制度及び任意継続組合員申出について」をご覧ください。



住所変更の手続について

住民票を異動した場合、当支部で管理している組合員の住所情報の変更が必要となりますので、「組合員等情報変更申告書」に記載の上、所属所を経由して提出してください。転居先住所の届出がないと、ねんきん定期便、特定健診の受診券、給付金決定通知書などが届かないことがあります。早めの手続をお願いします。



注意!

マイナ保険証(マイナンバーカード)の住所変更の手続を行った場合でも、別途、当支部で住所変更の手続が必要となります。住民票を異動した場合は、必ず「組合員等情報変更申告書」を提出してください。